

平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品および畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置づけが高まってきています。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実に直面しており、生乳生産量も伸び悩んでおります。これまでは巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産の拡大を図ってきました。しかし、生産現場では、こうした手法にも多大な投資負担や労力面からも限界感が漂っており、際限のない競争力強化策への懸念が広がってきています。

更に、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためだけではなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、農村政策の視点を取り入れた生産基盤強化対策の推進が求められています。

また、TPP協定や日EU・EPA大枠合意などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品の分野では、これまでに経験したことのない高い水準の市場開放が行われようとしています。このため、次世代を担う後継者をはじめ多くの酪農・畜産農家は、更なる国内生産の縮小と農業所得の低下を招きかねないと将来不安を強めています。

ついては、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進、意欲と展望の持てる畜産物価格等の実現などに努められますよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

記

- 1 食料・農業・農村基本計画などで定める牛乳乳製品や肉類の自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、磐石な経営所得安定（所得補償）政策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、地域資源を有効活用する国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。
- 2 UR農業交渉合意等における牛肉関税の引き下げの代償として導入されたセーフガードについては、国産牛肉の生産振興に重要な措置であることから、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量の緩和などの見直しは断じて行わないこと。
- 3 改正畜安法下で設定される「平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価」については、将来不安を払拭し生産基盤の強化を図る観点から、『経営努力が報われ、意欲と展望の持てる、安定的な所得確保と再生産可能となる水準』で設定すること。また、交付対象数量については、国産乳製品が安定的に優先供給されるよう適切に設定すること。
- 4 集送乳調整金については、条件不利地の生乳をあまねく集荷する指定団体の機能が十分に発揮できるよう、その機能発揮に見合った適正な単価水準で設定すること。
- 5 肉用子牛生産者補給金制度については、算定方式の見直しや、繁殖経営支援事業との一本化を早急に行い、品種ごとに再生産確保と意欲の持てる保証基準価格等を適正に設定すること。
- 6 輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家を支援する「飼料生産

型酪農経営支援事業」については、将来不安を払拭し国際競争に対抗する経営安定対策として位置付け、支援対象要件の弾力的な運用・緩和や支援の水準を高めるなど、事業内容の充実強化を図ること。

- 7 畜産・養豚経営の更なる体質強化・所得安定に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の補填割合の引き上げや、養豚経営安定対策（豚マルキン）の補填割合の引き上げ並びに国庫負担水準の引上げを早急に図ること。
- 8 酪農・畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金を要し、その資金の回収には時間がかかり、畜産物価格や生産コストの変動も大きい等の特徴を有していることから、長期・低利な資金への借り換え、利子補給等を通じた営農負債償還圧の軽減により経営再建を後押しする畜産特別資金の事業を継続すること。
- 9 乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興・品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。
- 10 指定団体制度改革などに伴う生乳の需給安定に対する生産者不安を払拭するため、国の責任において、需給緩和時における生産者団体等による乳製品製造経費（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。
- 11 専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的な事業の推進（安定的な投資）が可能となるよう、畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）の十分な予算を確保の上、生産現場の要望に対応した事業内容に充実強化を図ること。
- 12 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも、酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも、極めて重要であることから、利用組合など生産現場の要望を踏まえた事業内容に充実強化すること。また、酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての専門資格を付与する制度を創設し、資格取得した酪農ヘルパーに対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策を強化すること。
- 13 近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への進入リスクが依然高いことから、国内における防疫対策並びに体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

大空町議会議長 近藤 哲雄

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林
水産大臣